

2 大石美雪議員

- 1 町の安全・安心への備えは万全ですか
- 2 地域の足・ノッタラインをもっと便利に



1 町の安全・安心への備えは万全ですか

101年前の9月1日に関東大震災が起きたことで、9月1日が防災の日となっておりますが、近年の異常気象が常態化するような状況の中にあつて線状降水帯の発生や地震、津波などの災害のほかに泊原子力発電所の事故による被ばくも想定した備えが必要です。

1つ、町政執行方針では、地域防災対策として、実践的な防災訓練や防災出前講座などを通じて、防災・減災意識の向上を図るとしているが、具体的にできていることは。

2つ、岩内町地域防災計画でも北海道防災対策基本条例第3条の基本理念を踏まえて、計画推進に当たっての基本となる事項の2では自助、共助、公助のそれぞれが効果的に推進されるように着実に実施されなければならないとされていますが、防災ハンドブック保存版は各家庭に1冊配布されているので、読んで家族で話し合うことはできるが、廃止予定の避難所が廃止となった場合の代替の避難所について、住民は理解していると思いますか。

共助（町民等が地域において互いに助け合うこと）については、町内会などで日頃から災害時の具体的な行動を話し合い、決めておくことが必要ですが、町の対応は。

公助（市町村、防災関係機関が実施する対策）では、災害の教訓の伝承や防災教育の推進、住民の防災への取組の支援など、実現できていることはありますか。

3、令和5年度の決算に係る主要な施策の成果説明書での災害時対応備品購入事業では、保存用食品が390食、保存水が500ミリリットルが200本などとなっておりますが、想定している災害の規模は。

4、住民に対する伝達方法では、防災行政無線、広報車及び消防車両により周知徹底を図るものとしているが、聴覚障害がある方や日本語が理解できない外国人への周知の方法は。

5、能登半島地震、マグニチュード7.6では約50秒間のゆれが継続し、軟弱地盤の上にあつた7階建てのビルの杭基礎の部分が損傷していたことが分かりました。

軟弱地盤や液状化しやすい地域は把握していますか。

避難所や避難道路はそれらを避けて決めていますか。

6、岩内町地域防災計画での避難所の選定要件のウ、受入人員は有効面積に対

して最小限1.65㎡/人とする、としています。おおよそ畳1枚分ですので改善すべきではないですか。

7、本年9月28日実施予定の地震・津波災害の防災訓練について、地域住民自らが行う安全行動と、岩内町及び防災関係機関が行う災害応急対策を一体となって実施することで、共助の流れもできると考えていますか。

要配慮者避難支援訓練での人数は何人を想定していますか。

現在、町内では要配慮者は何名ですか。また、その方々への災害時の具体的な対応は決まっていますか。

今後、季節を変え、曜日を変え、時間帯を変え、地域を変えて、地震・津波の自然災害への防災訓練を定期的に行う考えはありますか。

8、原子力災害では岩内町の住民は、まずは屋内退避ですが、地震や液状化、軟弱地盤の影響で屋内退避が困難な場合の対応はどのようにしますか。

9、災害時の上下水道や電気の復旧が何よりも最優先ですが、それへの対策はありますか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、町政執行方針の地域防災対策のうち、具体的にできていることはについてであります。

これまで町で取り組んでいる地域防災対策といたしましては、災害発生を想定した住民避難を伴う一般防災訓練を実施しているほか、地域住民の防災意識を高揚するための防災力向上セミナーや役場職員の防災対応力向上研修会の開催、町内会・自治会向けの防災出前講座等を実施しているところであり、今後も引き続き、これらの活動を通じて、防災・減災意識の向上に努め、地域住民の安全・安心な暮らしを守る責務を果たしてまいります。

2 項めは、防災ハンドブックの内容を住民は理解しているのかについてであります。

防災ハンドブックにつきましては、住民の方々が普段から目にしていただき、いざというときに活用できるよう、また、防災に対する意識の高揚を図ることを目的に、令和5年3月に保存版として全戸配布しており、町公式ホームページにも掲載をしているところであります。

その後、指定避難所としていた町有施設の用途廃止等が生じ、旧町民体育館など、現在は使用することができない避難所も一部掲載されておりますが、避難施設一覧表やハザードマップ上においては、あらかじめ廃止時期を明記しており、誤解を生じないように対応したところであります。

また、本ハンドブックの内容については、防災訓練や防災研修会などの機会も活用しながら周知に努めており、防災意識の高まりとともに理解が深まりつつあると感じていることから、引き続き、こうした取組を継続してまいりたいと考えております。

3 項めの、共助については、町内会などで日頃から災害時の具体的な行動を決めておくことが必要だが、町の対応はと、4 項めの、公助のうち、災害の教訓の伝承や防災教育の推進、住民の防災への取組支援などで実現できていることはあるのかについては、関連がありますので、併せてお答えします。

共助につきましては、一部であります。会則などに災害対応についての規定を盛り込み、平時から話し合いの場が設けられ、会員相互の助け合い意識の醸成に努めている町内会・自治会もあることは確認しております。

また、公助につきましても、防災訓練の実施や、防災ハンドブックの全戸配布、防災出前講座による情報の発信等の実施に加え、全国で頻発する災害の多さも住民の防災意識を高めており、こうした取組の重要性が認知されてきているものと考えております。

したがいまして、今後も多くの町内会・自治会と意見交換する中で、自主防災組織などの体制整備が図られるよう、情報提供や助言・支援等に努め、災害時において、様々な形で共助・公助の協力体制が確立できるよう努めてまいります。

5 項めは、災害時対応備品購入事業で想定している災害規模はについてであります。

町の災害時対応備品については、岩内町非常用備蓄品備蓄計画に基づき、保存食品などは、概ね3日目までに必要な数量を備蓄するよう努め、避難所での生活において最低限必要となる段ボールベッドや簡易間仕切り、停電時対策として、非常用発電機などの災害時備蓄品をその時々々の状況を踏まえながら、計

画的に整備しているところであり、一定の災害規模の想定に基づくものではありません。

6項めは、住民に対する伝達方法について、聴覚障害がある方や日本語が理解できない外国人への周知方法についてはであります。

聴覚障害の方への対応については、現在、作成を進めている個別避難計画の中で、避難支援者や避難経路など、災害から身を守るための備えやとるべき行動を平時から整理して把握するとともに、全戸配布している防災ハンドブックにより、あらかじめ視覚的に防災情報を提供することで、自らの命を自らが守ることができるよう取り組んでおります。

また、日本語が理解できない外国人の方への対応については、防災行政無線や、広報車両の放送内容が理解できなかったときの問い合わせに備え、翻訳機を整備しているほか、津波浸水予想区域や避難所等の看板に英語表記を併記するなど、情報の正確な伝達に努めているところでありますが、外国人在住者が増加している現状も鑑み、伝達方法については、今後も多言語対応のハザードマップの作成について検討するなど、実行性の高い伝達方法の導入に努めてまいります。

7項めの、軟弱地盤や液状化しやすい地域は把握しているのかと、8項めの、避難所や避難道路はそれらを避けて決めているのかについては、関連がありますので、併せてお答えします。

本町における軟弱地盤等や液状化しやすい地域については、液状化現象に着目した町内各地区における地盤調査を実施していないことから、軟弱地盤や液状化の地域についての全体把握には至っておりませんが、国土交通省によりますと、一般的には緩い砂地盤であること、飽和した土層であること、地震動の強さが大きいことや継続時間が長いこと、これら3つを全て満たさない場合は、液状化しないものと考えられております。また、住宅などの建築物を建てる際には、あらかじめ軟弱地盤や液状化などのリスクを避けるため、建築基準法により、地盤調査が義務づけられているところであり、避難所になっている公共施設については、これらの調査の上、対策が講じられているものと考えております。

一方、避難道路につきましては、道路構造の幅等が一定程度確保されていることを前提として、現状では避難所に対する最短距離を重視して決めておりますが、液状化を含むリスクにつきましては、道路災害対策計画の中で対応してまいります。

なお、北海道が平成26年度に実施した地震動による日本海沿岸の被害想定報告書によると、後志管内で人的被害が最大となる北海道留萌沖地震による液状化発生分布では、岩内町大浜地区の一部で0.1から1%とされているところであります。

9項めは、地域防災計画での避難所受入人員を改善するべきではないかについてであります。

避難所の1人あたりの専有面積を1.65平方メートルと定めていることについては、平成30年3月の洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループの検討条件に設定されていることをはじめとして、令和6年7月に改定された大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドラインにおいても使用されていることから、内閣府において、実質的な避難時の一人あたりの専有面積の基準として扱われている数値であると認識しており、当町のみ

ならず、全国各自治体等において、広く用いられている基準であることから、この基準を採用しているものであります。

しかしながら、感染症の流行など、こうした基準に変更の必要が生じる事態はいつでも起こりうることから、今後の社会情勢や国の動向等を注視し、専有面積も含め、避難所のあり方については、必要に応じて見直しを行ってまいります。

10項めの、防災訓練について、地域住民自らが行う安全行動と岩内町及び防災関係機関が行う災害応急対策を一体となって実施することで共助の流れもできると考えているのかと、11項めの、要配慮者避難支援訓練での人数は何人を想定しているのかと、13項めの、今後、季節や曜日、時間帯、地域を変えて自然災害への防災訓練を定期的に行う考えはあるのかについては、関連がありますので、併せてお答えします。

令和6年9月28日実施予定の岩内町一般防災訓練につきましては、地域住民自らが安全行動を行うことにより、自助のみならず、共助の体制確立も図ることが目的の一つであります。

さらに、要配慮者避難支援や、避難所開設など、岩内町及び防災関係機関が行う災害応急対策、いわゆる公助を併せて実施することにより、自助・共助・公助の相乗効果が生まれ、一層の防災力向上につながるものと考えております。

また、今回の訓練では、要配慮者避難支援訓練における人数は、訓練対象地域の住民の方々のご協力をいただき、数名の参加を想定しております。

来年以降における訓練については、地震・津波・土砂災害など、訓練の想定内容や対象地区や時間などを変更する中で、多くの町民の方々に参加できる機会となるよう、参加者アンケートのご意見も踏まえ、岩内警察署や町内会・自治会等とも十分協議しながら、より実効性のある訓練を実施してまいりたいと考えております。

12項めは、現在の町内の要配慮者は何名か。また、その方々への災害時の具体的な対応は決まっているのかについてであります。

町内の要配慮者の人数につきましては、本年7月末現在で、約3,100名となっており、そのうち、自主避難が可能な方々を除き、災害時に自ら避難することが困難とされる方々への対応といたしましては、災害時での迅速かつ円滑な避難支援を行うため、平時からの生活状況や健康状態、障害程度などを記載した避難行動要支援者名簿の作成及び更新作業等を行っているほか、避難支援者、避難方法や避難経路などを記載した個別避難計画についても現在、作成作業を進めることにより、災害時における避難所運営においては、これらの名簿を活用しながら、要配慮者に寄り添った災害対応が可能となるものと考えております。

14項めは、原子力災害では岩内町はまず屋内退避だが、地震や液状化、軟弱地盤の影響で屋内退避が困難な場合の対応はについてであります。

屋内退避につきましては、泊発電所周辺地域原子力防災計画において、地震等の発生により家屋における屋内退避が困難な場合には、町内の避難所等での屋内退避とされており、その利用が困難な場合は、隣接する町村の避難所等の利用について北海道に調整を依頼することにより、対応することとしております。

15項めは、災害時の上下水道や電気の復旧は重要だが、対策はについてであります。

はじめに、上下水道に係る復旧対策につきましては、これまで配水管や導水管、排水管などの管路や、浄水場や岩内・共和下水道管理センターの耐震化対策を実施しており、停電対策としましては、岩内浄水場・円山送水ポンプ場及び岩内・共和下水道管理センターに自家発電設備を整備しているほか、厚生労働省が示す指針にのっとり、地震や風水害などの自然災害に対応するための各種対策マニュアルを策定済みであり、これに基づき対応することとしております。

また、大規模地震など災害が発生した場合には、岩内町地域防災計画において、最小限の飲料水を供給するための応急給水方法や、破壊された場合の水道施設の応急復旧手順等についても規定しているところであります。

次に、電気の復旧対策については、送電線の修理など、実際の復旧作業については、電力事業者において対応することとなるため、町といたしましては、ホットラインを通じて北海道電力ネットワーク株式会社と連絡を取り合い、作業の進捗状況について都度確認を行うほか、関係機関との連絡や情報共有などに支障が生じないよう復旧までの間、非常用電源の確保対策として、可搬型の非常用発電機を整備しているところであります。

< 再 質 問 >

1つ、防災ハンドブックなどで、避難施設の廃止時期を明記しているとしておりますが、配布しているだけなので、実際には、防災訓練や防災研修会に参加している人数は全町民の何割にあたりますか。

2、共助については、町内会、自治会で話し合いの場が設けられていることを確認しているとしていますが、町内会、自治会での割合はどのくらいですか。以前と比べ、町内会、自治会が弱くなっているのです、町内会、自治会の強化のためにも、そして防災のために、何らかの手を打つべきではないですか。

3、災害時対応備品について。3日間、3日目までに必要な数量を備蓄しているとしておりますが、保存用食品が390食では3日分では43人分になります。保存水200本では、一人当たり1リットルとすれば、33人分です。何らかの基準を設けて備えを増やすべきではないですか。

4、軟弱地盤や液状化しやすい地域を是非把握して、町民に知らせ、町民の備えを促す考えはありませんか。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、防災訓練や防災研修会に参加している人数はについてであります。防災訓練や防災研修会については、長年にわたり開催を続けてきており、その総数につきましては、別途集計作業が必要であり、総数・割合については把握しておりません。

2 項めは、町内会・自治会での話し合いの場の割合と、町内会・自治会強化のために、何らかの手を打つべきではないかについてであります。

町内会の会則などに、災害対応についての規定が盛り込まれ、かつ平時から活発に話し合いの場を設けている自治会は、町内でも規模の大きい1町内会を確認しているところではありますが、平成30年度に実施した町内会・自治会アンケートにつきましても、半数前後が災害時の世帯名簿や高齢者名簿を作成しているなど、意識の醸成は徐々に図られているものと考えておりますので、こうした規模の大きい町内会・自治会の動きが、他の組織にもよい意味で波及していくよう、町といたしましては、引き続き、情報提供や助言・支援等に努め、災害時において、様々な形で共助・公助の協力体制が確立できるよう努めてまいります。

3 項めは、災害時対応備蓄備品について、何らかの基準を設けて備えを増やすべきではないかについてであります。

町の災害時対応備品については、これまで保存食品や保存水など、概ね3日目までに必要な数量を備蓄してきており、ご質問にある保存食品の購入数量については、あくまで単年度の購入数量であり、備蓄数量の全量ではございません。

4 項めは、軟弱地盤や液状化しやすい地域を把握し、町民に知らせて備えを促す考えはないかについてであります。

公共施設や住宅などの建築物については、建築基準法により定められている地盤調査により、本町も調査を行っておりますが、他の区域につきましては、現在政府関係機関や各建築土木関係団体における調査結果、さらには、北海道で見直しを進めている日本海沿岸の被害想定報告書など、能登半島地震を踏まえた知見・方向性を十分に勘案しながら、判断してまいりたいと考えております。

2 地域の足・ノッタラインをもっと便利に

バス業界はコロナ禍での減収と燃料価格の高騰、加えて運転手の高齢化などで運転手が足りず、昨年から大幅な減便、廃止をしている。道内バス最大手の北海道中央バスは、昨年12月に過去最大規模となる約640便の減便や廃止、路線短縮を実施。さらに、今年4月から路線バス・高速バスなど313便の減便、廃止をしています。

地方に住む私たちは、移動することが難しくなり、高齢になっても車を手放しづらく、町内の交通状況としては、高齢者による車の運転は、判断力の低下などで危険な状況が増えることになる。そこで、岩内町での地域公共交通について伺います。

1、ノッタラインの運行ルートについては、御崎や大和の住民の方々が利用できるようにすることはもちろんのこと、現在の運行ルートに逆向きのルートを加えることで、利便性が高まると考えますが、町の考えは。

2、ノッタラインを町民の要望である共和町のスーパーマーケットまで運行を延伸することで、利用者の利便性拡大を図る考えはありますか。

3、車の運転免許証の返納後の地域公共交通のバス運賃が1年間無料になっていますが、その方々の年間の延べ利用者数は。また、運転免許証の返納を後押しするためにも1年以上に期間を延ばす考えはありますか。

4、10月1日から神恵内線乗合バスは岩宇地域海岸線、しおかぜラインとなり、運行主体は岩宇4町村での岩宇地域公共交通活性化協議会が担うことになり、運行事業者は株式会社共立ソリューションズ。

令和5年度決算の成果説明によると、神恵内線と雷電線と小沢線の公共交通推進事業は780万3,000円で、町内のノッタラインと円山地域乗合タクシーの公共交通運行事業は1,884万7,000円の合計で2,665万円がほぼ一般財源となっております。昨年10月に改正された地域交通法は、まちづくりと一体となっていく鉄道・バスの施設整備等について、新たに社会資本整備総合交付金による支援が可能となります。これを活用することで、町の負担を減らせると考えますが、町の考えは。

5、都市に住んでいても、地方に住んでいても、住民の移動する権利は国が保障することが重要であり、過疎に拍車をかけるのではなく、安心して地方でも暮らせるように、財政上の支援に関して国や道への働きかけが必要と考えますが、町の取り組み及び成果について伺います。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、ノッタラインの運行ルートについて、御崎や大和の住民の方々が利用できるようにすることと、現在の運行ルートに逆向きのルートを加えて利便性を高めることについてであります。

ノッタラインをはじめとした、本町における地域公共交通確保維持事業におきましては、通院や買い物など、生活面での利便性の向上に寄与するとともに、町づくりの観点から商店街などと連携し、地域活性化に資する持続可能な地域公共交通を目指すことを目的として、様々な運行ルートの検討や、実証運行による検証を経ながらルートを設定しております。

こうした中、御崎地区の住民団体の代表から、ノッタラインを御崎・大和地区への運行を求める陳情が提出されたことを受け、利用に関する意見を伺うとともに、岩内町地域公共交通活性化協議会において検討するための前段階として、御崎・大和地区に停留所を設置した場合を想定したルートや、それに伴い運行に影響する時間などについて、ノッタラインの運行業者による見解と、全体的なルート編成を踏まえた停留所の位置や利用頻度など、その必要性について話し合いを行っているところであります。

また、現行のルートに、逆ルートを加えるとした場合には、出発便のいずれかに、反対のルートを組み込む運用が想定されますが、これまで町民の方々に定着してきた運行ルートやスケジュールが大きく変更となり、現在、日常的に利用する方々にとっては、多くの混乱を招くことも想定されることから、現段階において、逆向きルートを加えることは、考えていないところであります。

2 項めは、ノッタラインを町民の要望である共和町のスーパーマーケットまで運行して利便性拡大を図ることについてであります。

ノッタラインの運行は、限られた車両で、出来る限り、利用者の安全性と利便性を重視し、短時間で効率よく市街地を面的にカバーする運行ルートとなるよう、岩内町地域公共交通活性化協議会により議論を重ね決定したものであります。

また、利用者からは、1 便に要する運行時間について、短縮を望む声も多くある中、現在の運行ルートに加えて共和町へのルートを設定した場合、運行時間が長くなり、利便性との両立が困難となることや、既存の路線バスと重複すること、更には、他の公共交通事業者への配慮も必要となることから、共和町のスーパーマーケットまでのルート拡大は考えていないところであります。

3 項めは、車の運転免許証の返納後の地域公共交通のバス運賃が1年間無料になっている方々の延べ利用人数と、無料で利用できる期間の延長についてであります。

町では、令和3年8月より、運転免許証自主返納支援事業を実施し、高齢運転者等の交通事故防止と外出支援、町内循環交通の新規利用者開拓と利用促進を目的に、ノッタライン及び、円山地域乗合タクシーの共通無料乗車券若しくは、共通無料回数券を交付しております。

事業開始から、これまでの無料券を利用した延べ人数は、令和3年度が、乗車券600人、回数券244人、令和4年度が、乗車券1,123人、回数券161人、令和5年度が、乗車券1,024人、回数券219人であります。

次に、無料で利用する期間の延長についてであります。乗車券及び、回数券の有効期間につきましては、通常の運賃を負担する利用者との公平性や、運

賃収入減収分を町が負担する補填額、他の自治体の事例などを、総合的に勘案する中で、1年間と設定したものであります。

よって、制度開始から3年間であり、免許返納者の動向や、どの程度の返納者がノッタラインの継続利用に結びついているのかなどの確認がなされていない現状で、期間を延長することの考えには至っていないところであります。

4項めは、鉄道・バスの施設整備に関する社会資本整備総合交付金の活用についてであります。

令和5年度10月に全面施行された改正地域交通法におきまして、社会資本整備総合交付金の拡充が行われ、地域公共交通再構築事業が基幹事業として追加されたところであり、地域公共交通ネットワークの構築に必要なインフラ整備が実施される際の地域の取組について支援対象となったところであります。

そのうち、バス施設に係る主な交付金対象といたしましては、停留所や車庫、営業所、EVバス関連施設などの整備事業が対象となっております。

本町において、現時点では、対象となり得る施設整備の計画は予定されておりませんが、公共交通施策に係る将来的な各種整備に向けて、有効に活用できる財源であるものと認識しております。

また、現在、町で負担している神恵内線や雷電線、小沢線の路線バスに対する補助や、ノッタライン及び円山地域乗合タクシーへの補助につきましては、バス運行に対する補助であり、すでに、町の財政負担軽減のため、国の地域公共交通確保維持事業において、地域間幹線系統補助及び地域内フィーダー系統補助を活用しているところであります。

いずれにいたしましても、地域公共交通の持続的かつ安定的な運行を確保するためにも、各種補助金をはじめとした特定財源の活用は不可欠であると考えており、今後も引き続き、北海道運輸局などとの連携を図り、必要な情報収集及び事業の構築に努めてまいります。

5項めは、公共交通に係る財政上の支援に関する国や道への働きかけについてであります。

これまで、後志総合開発期成会における要望会や小樽開発建設部と後志総合振興局により開催されている地域づくり連携会議等において、地域公共交通の維持確保のため、地域の現状に即した補助制度の創設・改正について要望してきたところであります。

本町のみならず他の自治体も含めた継続的な要望活動により、地域の実情に応じた補助要件の設定や交付金の拡充など、地域公共交通に対する支援策の充実・強化は一定程度図られているものと考えております。

しかしながら、地方における地域公共交通を取り巻く状況は、人口減少や燃料の高騰、運転手不足などもあり、その路線維持については、神恵内線の廃線などに見られるよう大変厳しい状況下に置かれていることから、引き続き、国や道に対し、地域の実情を訴えながら、現状に即した支援について要望してまいります。

< 再 質 問 >

ノッタラインについての町民の声は、行きは利用するが帰りはほかの地域を回っての運行ルートなので、時間がかかりすぎる。しかし、タクシーに乗ることにしても、最近では30分から40分と待つことになり、とても不便になっている。

そこで、逆ルートを設けて運行することは利用者の混乱を招くことではなく、歓迎されると考えますので、是非、知恵と工夫で逆ルートを創設し、利便性を高め、利益を上げることをやっていただくことはできませんか。

【答 弁】

町 長：

本町における地域公共交通確保維持事業における運行ルートにつきましては、様々な運行ルートの検討や、実証運行による検証を経ながらルートを設定しているところであります。

こうした中、現行ルートに逆ルートを加えるとした場合には、これまで町民の方々に定着してきた運行ルートやスケジュールが大きく変更となり、現在、日常的に利用する方々にとっては、多くの混乱を招くことも想定されるほか、一部の利用者には、利便性の向上が見込まれる可能性はありますが、一方では、ノッタラインを利用する用途につきましても、病院や買い物のほか、通勤等で利用される方など、様々な利用者があり、逆向きのルートの導入により、利便性が損なわれることも想定されます。

こうしたメリット・デメリットを検証することが必要であります。まずは、現行ルートを維持・定着させることが優先であると考えておりますので、現段階において、逆向きのルートを加える考えには至っていないところであります。